

ポイント払出し／商品券交換の手順等のご説明

■ 1 ■ 払出しポイント単位

20ポイント単位で、ポイントを払出します。

提携武道具店共通商品券[以下、商品券]と交換します。

※1pは50円相当に換算します。ですから20p=1,000円相当です。

従って、商品券(1枚500円相当)は20pで2枚発行。

※商品券は、県剣連と提携した武道具店でのみ利用可能

■ 2 ■ ポイント払出しの流れ 次ページ図参照

<利用者による提出>

①ポイント払出し希望者が、「ポイントカード」(以下、カード)と『ポイント払出申請兼商品券発行願書』(以下、商品券発行願書)を県剣連係員に提出します。

※原則として本人申請。(代理申請は原則不可)

※払出し申請の場所は、県立武道館の剣道場事務室もしくは県剣連事務所。

【注意】

払出し申請の際のカードと商品券発行願書は、県剣連がいったん預かります。

したがって、その場での商品券発行はできません。

後日、県立武道館で行われる行事の際に、カード返却と商品券引き渡しを行います。

<預かり、払出し処理> ※ここは県剣連の内部処理

②払出受付処理

カードに20p以上の累積ポイントがあるか、「商品券発行願書」記載内容に不備がないかを、県剣連係員がチェックします。

③ポイント減算処理

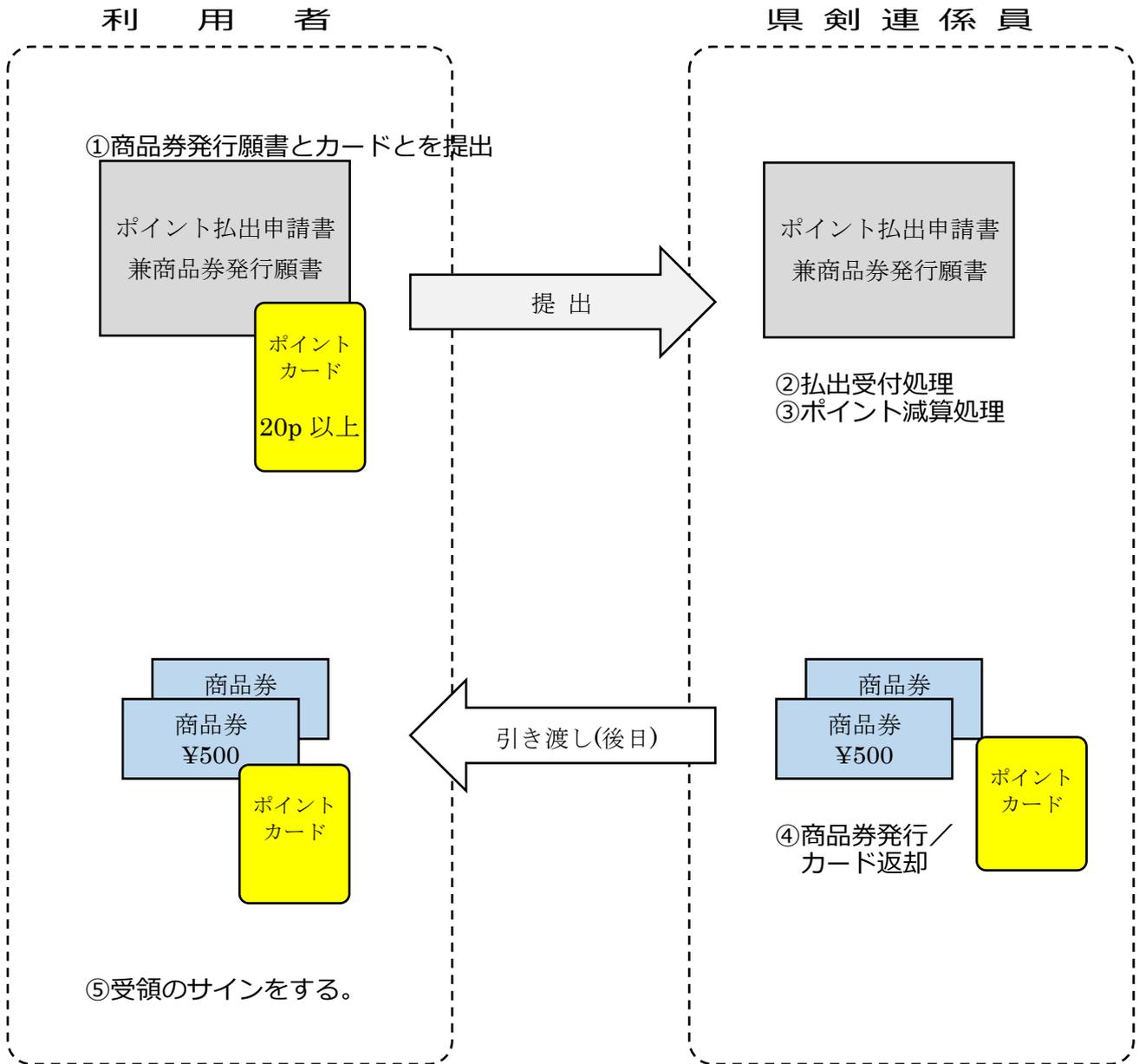
i) 前記①項で問題なければ、商品券を作成。発行管理台帳に記録。

ii) 預かったカードから機械を使って、ポイント減算処理。

<利用者へ返却・引き渡し>

④ポイント払出申請者にカードを返却し、同時に商品券を引き渡す。

⑤商品券発行願書に受領サイン(または押印)をする。



■ 3 ■ 商品券の利用

利用者は、県剣連と提携した武道具店にて商品購入時に利用することができます。

※この商品券は、友人・知人・家族等に譲渡可能。

※商品券が利用できる武道具店は商品券裏面に記載。また、提携武道具店一覧として県剣連HPにも掲載中。

■ 4 ■ 商品券のイメージ

商品券サイズ：約 70mm×約 148mm

<オモテ面>



* 偽造防止に、「透かし」が入れてあり、かつ複写時はコピーに「COPY」の文字が出ます。

<ウラ面>

